

平成 29 年 4 月 5 日

各 位

会 社 名 ミネベアミツミ株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員

貝 沼 由 久

(コード番号 6479 東証第1部)

問合せ先 広報室長

石川 尊之

(TEL 03-6758-6703)

(訂正)「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び
「自己株式の取得状況に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 29 年 2 月 13 日に発表しました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び平成 29 年 3 月 1 日に発表しました「自己株式の取得状況に関するお知らせ」の内容について、一部誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正部分には下線を付しております。

記

1. 「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」(平成 29 年 2 月 13 日発表)

<訂正前>

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会での決議により、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

(以下、省略)

<訂正後>

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会での決議により、会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

(以下、省略)

2. 「自己株式の取得状況に関するお知らせ」(平成 29 年 3 月 1 日発表)

<訂正前>

自己株式の取得状況に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得につきまして、下記のとおり取得状況をお知らせいたします。

(以下、省略)

<訂正後>

自己株式の取得状況に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 29 年 2 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款に基づく自己株式の取得につきまして、下記のとおり取得状況をお知らせいたします。

(以下、省略)

以 上